

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（以下「男女財団」という。）の大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）の使用について</p> <p>(1) 男女財団の主な事業</p> <p>ア 公益目的事業：男女共同参画社会の実現に資する啓発事業、相談員育成及び女性相談事業</p> <p>イ 大阪府受託事業：大阪府男女参画推進事業など</p> <p>ウ 国・他府県公共機関受託事業：東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業など</p> <p>エ 指定管理業務：ドーンセンター（大阪府）、イコーラム（東大阪市）</p> <p>(2) 男女財団によるドーンセンターの使用</p> <p>ア 男女財団は府から受託している大阪府男女参画推進事業、ドーンセンター指定管理事業（以下「大阪府事業」という。）のそれぞれの目的で、ドーンセンターを無償で使用できるとされている。</p> <p>イ 一方、府からの受託事業以外の事業や財団運営業務（以下「その他事業等」という。）の一部について、ドーンセンター内で実施することがあるため、男女財団は平成24年4月から、平成24年9月まで府に対して行政財産使用許可申請を行い、以下のとおり利用料を支払いしていた。</p> <p>賃貸面積：11.20平方メートル 利用料：半年で139,750円（税込）</p> <p>ウ 平成24年10月以降においては、その他事業等を行うために別途以下の事務所（以下「西天満事務所」という。）を賃借している。</p> <p>所在地：大阪市北区西天満 賃料：月額31,500円（税込）</p>	<p>男女財団は、一般財団法人への移行により、その他事業等を府有財産であるドーンセンター内において実施することは好ましくないと判断し、府民文化部男女参画・府民協働課とも相談した上で、西天満事務所を賃借することを決定した。</p> <p>しかし、男女財団にとって、大阪府事業とその他事業等は関連性が高く、職員は両方の業務を兼務していることや、平成24年9月まで同一の場所で開催していたことから、これらを別々の場所において実施することは非効率である。</p> <p>また、男女財団の移転により生じたドーンセンターの余裕スペースは、他の団体に貸し出すなど、府が有効活用を図れているものでもない。府の通知によると、公募によることなく行政財産の使用を許可する可能性もあるが検討されていなかった。</p> <p>◎「府有財産の有効活用の推進を踏まえた行政財産の使用許可に関する基本方針について（通知）」2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公有財産規則第22条第1号及び第6号を適用して行政財産の使用許可を行う場合は、原則として「公募」により使用許可の申請者を選定する。ただし、財産管理者が「公募」によることが適当ではないと判断する場合は、その理由を示して総務部長（財産活用課）に協議するものとする。 	<p>男女財団によるその他事業等の実施場所（事務所）については、経済性・効率性の観点から、ドーンセンターの活用について、関係機関と協議し検討されたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 （使用許可の範囲）</p> <p>第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。</p> <p>(1) 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 （中略）</p> <p>(5) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。</p> <p>(6) 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p>
<p>一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団の見解</p>		
<p>平成24年度に大阪府男女参画・府民協働課と協議の上、財団事務所を移転したが、ドーンセンターの使用について大阪府男女参画・府民協働課と再協議する。</p> <p>上記再協議を踏まえ、法人として、財団事務所地をどのように設置するかを最終判断をする。</p>		

措置の内容

監査結果を踏まえ、再度、財団事務所地について、検討を行った。その結果、当財団は、大阪府からの自立化を決定しており、平成27年度までは指定管理者の一構成員として、また事業委託先として、大阪府から業務を委託されているが、平成28年度以降も大阪府の業務を受託できるとは限らず、財団としてはドーンセンター以外の場所に事務所を構えておく必要があるとの結論に達した。